

重要事項説明書

1 事業主体概要

事業者名 代表者名 所在地 電話番号 設立年月日	社会福祉法人 フロンティア 理事長 山内 雅代 東京都豊島区池袋 4 丁目 2 9 番 6 号 アクシア池袋 204 号室 03-5949-5995 昭和 5 6 年 3 月 10 日	
定款の目的に定めた事業	【第一種福祉事業】 ・特別養護老人ホーム ・障害者支援施設 【第二種福祉事業】 ・老人デイサービスセンター ・老人短期入所事業 ・居宅介護支援事業 ・老人デイサービス事業 ・老人福祉センター ・老人居宅介護等事業 ・障害福祉サービス事業 ・認知症対応型老人共同生活援助事業 ・特定相談支援事業 【公益事業】 ・配食サービス ・地域包括支援センター事業 ・難病患者等ホームヘルプサービス事業	
事業所数	1 介護老人福祉施設	3 か 所
	2 短期入所生活介護事業所	3 か 所
	3 通所介護事業所	5 か 所
	4 地域密着型通所介護事業所	1 か 所
	5 認知症対応型通所介護事業所	3 か 所
	6 地域包括支援センター	3 か 所
	7 居宅介護支援事業所	2 か 所
	8 介護予防センター	1 か 所
	9 高齢者会館	3 か 所
	10 配食サービス	1 か 所
	11 障害者支援施設(生活介護)	1 か 所
	12 就労支援事業所(移行・定着・B型)	1 か 所
	13 特定相談支援事業所	1 か 所
	14 共同生活援助事業所	1 か 所

2 事業所概要

事業所名	松が丘ケアプラン相談センター
事業所の類型	居宅介護支援事業所 東京都指定 第 1 3 7 1 4 0 4 2 9 2 当事業所は松が丘シニアプラザに併設されています。
管理者	天引 淳

2 事業所概要

開設年月日	平成 25 年 4 月 1 日
所在地	東京都中野区松が丘 1 丁目 32 番 10 号 松が丘シニアプラザ 2階
電話番号	03-5380-6033

3 利用料

居宅介護支援費（1 か月単位）			
①法定代理受領分		介護保険からの給付で自己負担はありません。	
②法定代理受領分以外		介護保険適用の場合でも保険料の滞納等により保険給付事業者に支払われない場合があります。 その場合は一旦利用料を頂きサービス提供証明書を発行致します。	
居宅介護支援費（Ⅰ）	居宅介護支援費（ⅰ） ※介護支援専門員1人あたりの取り扱い件数が 45 件未満	要介護 1・2 （1, 086単位）	12, 380円
		要介護 3・4・5 （1, 411単位）	16, 085円
	居宅介護支援費（ⅱ） ※45 件以上 60 件未満	要介護 1・2 （544単位）	6, 201円
		要介護 3・4・5 （704単位）	8, 025円
	居宅介護支援費（ⅲ） ※60 件以上	要介護 1・2 （326単位）	3, 716円
		要介護 3・4・5 （422単位）	4, 810円
居宅介護支援費（Ⅱ） ※一定の情報通信機器(人工知能関連技術を活用したものを含む)の活用または事務職員の配置を行っている場合に算定。	居宅介護支援費（ⅰ） ※介護支援専門員1人あたりの取り扱い件数が 50 件未満	要介護 1・2 （1, 086単位）	12, 380円
		要介護 3・4・5 （1, 411単位）	16, 085円
	居宅介護支援費（ⅱ） ※50 件以上 60 件未満	要介護 1・2 （527単位）	6, 007円
		要介護 3・4・5 （683単位）	7, 786円
	居宅介護支援費（ⅲ） ※60 件以上	要介護 1・2 （316単位）	3, 602円
		要介護 3・4・5 （410単位）	4, 674円
※ 運営基準減算項目に該当する場合は居宅支援費の額に 100 分の 50 を乗じて減算をします。 また、2か月以上継続している場合は 100 分の 0 を乗じる為請求しないものとします。			

3 利用料

各種加算			
初回加算		(+ 300単位)	3, 420円
特定事業所加算	特定事業所加算 (Ⅰ)	(+ 519単位)	5, 916円
	特定事業所加算 (Ⅱ)	(+ 421単位)	4, 779円
	特定事業所加算 (Ⅲ)	(+ 323単位)	3, 682円
	特定事業所加算 (A)	(+ 114単位)	1, 299円
	特定事業所医療介護連携加	(+ 125単位)	1, 425円
入院情報連携加算	入院情報連携加算 (Ⅰ)	(+ 250単位)	2, 850円
	入院情報連携加算 (Ⅱ)	(+ 200単位)	2, 280円
退院・退所加算 ※入院または入所期間中 に1回を限度に算定	退院・退所加算 (Ⅰ) イ	(+ 450単位)	5, 130円
	退院・退所加算 (Ⅰ) ロ	(+ 600単位)	6, 840円
	退院・退所加算 (Ⅱ) イ	(+ 600単位)	6, 840円
	退院・退所加算 (Ⅱ) ロ	(+ 750単位)	8, 550円
	退院・退所加算 (Ⅲ)	(+ 900単位)	10, 260円
通院時情報連携加算		(+ 50単位)	570円
緊急時等居宅カンアレンス加算 ※月に2回を限度に算定		(+ 200単位)	2, 280円
ターミナルケアマネジメント加算 ※死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問を 行った場合		(+ 400単位)	4, 560円
交通費 (電車やバス等公共の交通機関利用の場合)		実費 : 地域外のみ交通費	
複写物		実費 : 1枚 10円	

4 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の利用割合 (後期 令和7年9月1日から令和8年2月28日)

訪問介護 34 %、通所介護 14 %
地域密着型通所介護 28 %、福祉用具貸与 53 %

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合 (後期 令和7年9月1日から令和8年2月28日)

訪問介護	・あけぼの介護センター 19 %	・たんぽぽ介護 10 %	・ケアリッツ中野 10 %
通所介護	・リハビリデイサービス nagomiプラス豊玉店 49 %	・ゆずりは 16 %	・ヒューマンライフケア 薬師の湯 14 %
地域密着型 通所介護	・松が丘高齢者在宅 サービスセンター 26 %	・レコードブック新江 古田 13 %	・やすらぎ邸江古田 12 %

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合
(後期 令和7年9月1日から令和8年2月28日)

福祉用具貸与	フランスベッド 杉並営業所 39 %	トーカイ 中野営業所 20 %	アースシステム 10 %
--------	--------------------------	-----------------------	-----------------

提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう公正中立に行わなければならないこと等を踏まえ、前6か月間に該当指定居宅支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与がそれぞれに位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6か月間に提供されたものが占める割合(上位3位まで)等につき説明しました。

5 営業日等

営業日	月～金曜日 (土日祝日・12月29日～1月3日は除く)
営業時間	9:00～17:00
通常事業の実施地域	中野区 及び 近隣区

6 職員体制

管 理 者	1 名
居宅介護支援専門員	1 名以上

7 事業の目的

・利用者に介護が必要になった時、心身の状態に応じて可能な限り自宅において自立した日常生活を営むことができますように援助いたします。

8 運営の方針

・利用者の立場にたった援助を行います。 ・利用者の意思を尊重し、利用者の選択に基づいて適切な医療・保険・福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるように中立公正な立場でサービスを調整いたします。
--

9 サービスの内容

1 居宅サービス計画書の作成	・利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族とご相談の上、居宅サービス事業所を紹介し、ご利用の調整をしながら居宅サービス計画書を作成いたします。 ・利用者及び家族は居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることが可能であり、当該事業所を居宅サービス計画に気付けた理由を求めることが可能です。 ・当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は重要事項説明書別紙の通りです。 ・利用者が訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合やその他必要な時には利用者の同意を得て主治医等の意見を求めます。その場合居宅サービス計画を医師等に交付いたします。
2 介護保険施設への入所	・利用者が介護保険施設への入所を希望した場合は介護保険施設への紹介その他便宜を提供いたします。
3 経過観察	・居宅サービス計画の作成後においても、利用者及び家族サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握いたします。

4 再評価	・少なくとも1か月に1回ご自宅訪問し、利用者の状況を把握させて頂き、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整等を行うとともにモニタリングをいたします。
5 入院時	・病院等に入院しなければならない場合には退院後の在宅生活の円滑な移行を支援するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。
6 要介護認定の援助	・要介護者(要支援)認定の申請に必要な援助をいたします。
7 相談	・介護保険に関すること等、何でもご相談ください。

10 契約の解除

1	以下の場合には契約を解除することがあります。 (1) 当事業所のスタッフの人数では対応できない場合。 (2) 利用者が他の指定居宅介護支援事業所も併せて、指定居宅介護支援の依頼を行っている場合。 (3) 利用者又はその家族が事業者や介護支援専門員に対してこの契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
2	利用者はいつでも事業者に対して文書で通知することによりこの契約を解除することができます。
3	以下の事由に該当した場合はこの契約は自動的に終了します。 (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合。 (2) 利用者の要介護認定区分が、要支援 及び 非該当(自立)と認定された場合。 (3) 利用者が死亡した場合。

11 相談窓口・苦情対応

・利用者からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援 または 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者の要望・苦情に対して迅速に対応します。 松が丘ケアプラン相談センター 電話番号：03-5380-6033 担当：天引 淳	
その他の相談・窓口苦情対応	
社会福祉法人 フロンティア 法人本部 各事業所の相談担当の他、法人本部でも利用者の苦情をお受けいたします。 ご遠慮なくお申し出下さい。	所在地:東京都豊島区池袋4丁目29番6号 アクシア池袋204号室 電話番号:03-5949-5995 FAX番号:03-5949-5997 ご利用時間:平日 午前9時～午後5時 (土日祝日・年末年始12/29～1/3を除く)
中野区 介護保険分野事業所 指導調整担当	所在地:東京都中野区中野4丁目8番1号 電話番号:03-3228-8878(直通) FAX番号:03-5949-5997 ご利用時間:平日 午前8時30分～午後5時 (土日祝日・年末年始12/29～1/3を除く)
東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	所在地:東京都千代田区飯田橋3丁目5番1号 東京区政会館11階 電話番号:03-6238-0177(直通) ご利用時間:平日 午前9時～午後5時 (土日祝日・年末年始12/29～1/3を除く)

12 虐待防止のための措置

- ・ 利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止(身体拘束含む)に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けているおそれがある場合は直ちに防止策を講じ区市町村へ連絡します。

13 事故発生時の対応

- ・ 当事業所が利用者に対して行う居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに区町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
前項の事故の状況 及び 事故に際してとった措置について記録します。
利用者に賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

14 秘密保持

- ・ 業務上知り得た利用者 又は その家族の秘密を保持します。
従業者であった者へも業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とします。

15 個人情報の保護

- ・ 利用者から予め文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
また利用者の家族の個人情報についても予め文章で同意を得てない限りサービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

【重要事項説明書別紙】

1 担当介護支援専門員 氏名

連絡先 03-5380-6033

2 料金 (R6.4.1 改定)

- ・ 居宅介護支援利用料は介護サービスの提供開始以降1ヶ月あたり右記のとおりになります。ただし、法定代理受領により当社の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。
- ・ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は一旦右記の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日中野区の窓口に出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

居宅介護支援利用料	金 額
居宅介護支援費Ⅰ(i): 要介護度1・2	12,380円
居宅介護支援費Ⅰ(i): 要介護度3・4・5	16,085円
居宅介護支援費Ⅰ(ii): 要介護度1・2	6,201円
居宅介護支援費Ⅰ(ii): 要介護度3・4・5	8,025円
居宅介護支援費Ⅰ(iii): 要介護度1・2	3,716円
居宅介護支援費Ⅰ(iii): 要介護度3・4・5	4,810円
居宅介護支援費Ⅱ(i): 要介護度1・2	12,380円
居宅介護支援費Ⅱ(i): 要介護度3・4・5	16,085円
居宅介護支援費Ⅱ(ii): 要介護度1・2	6,007円
居宅介護支援費Ⅱ(ii): 要介護度3・4・5	7,786円
居宅介護支援費Ⅱ(iii): 要介護度1・2	3,602円
居宅介護支援費Ⅱ(iii): 要介護度3・4・5	4,674円
初回加算	3,420円
特定事業所加算(Ⅰ)	5,916円
特定事業所加算(Ⅱ)	4,779円
特定事業所加算(Ⅲ)	3,682円
特定事業所加算(A)	1,299円
特定事業所医療介護連携加算	1,425円
入院時情報連携加算Ⅰ	2,850円
入院時情報連携加算Ⅱ	2,280円
退院・退所加算(Ⅰ)イ	5,130円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,840円
退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,840円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	8,550円
退院・退所加算(Ⅲ)	10,260円
通院時情報連携加算	570円
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,280円
ターミナルケアマネジメント加算	4,560円

令和6年4月、介護保険報酬改定により居宅介護支援利用料が変更になった事について説明しました。

事業者名 社会福祉法人フロンティア
住 所 松が丘ケアプラン相談センター（東京都：1371404292）
東京都中野区松が丘1-32-10 松が丘シニアプラザ2階

代表者氏名 山 内 雅 代 印

説明者氏名 印

令和 年 月 日 上記内容の説明を受け、了承しました。

利用者氏名 印

代理人氏名 印